

時事新報

明治十八年二月三日
第八百八十二號
火曜日
日曜日休刊

丸に捲りし上海へ
○見本注文 皇座
○右見本を一昨年
○瓦斯引入 北
○工事は最早全
○右は昨日より引
○華族方の俱樂部
○目下監督中の
○燈臺位置諮問會
○燈台調査といふ
○飛信郵便規則
○長そるに付昨今
○全國郵便局 本
○取調べし箇敷を
○聯合建築 芝
○此處學會を建築
○女生徒入學 貴
○入校を許すの定
○子も志願次第に
○徒の學習院の生徒
○なり

時事新報

ふらぶと公使來ル

朝鮮京城駐米國特派全權公使らしあす、ふらぶと
と將軍ハ彼國會社ノ汽船レベツと號ニ搭乗去ル一日
以テ長崎ヨリ横濱ニ入港セリ將軍ハ米國領有はるに
今州ノ人ニシテ一昨年ノ春マダハ南米智利國にばら
い子府在留米國領事ツリシガ同年三月中現任ニ異轉
四月ノ初、兼務登、同十九日横濱若、暫時日本ニ滯留
上、五月十四日ヲ以テ朝鮮國ノ京城ニ入ラレリ是ヨ
前一年即明治十五年七月朝鮮ニ大院君ノ乱アリ、
亂ノ正ニ關ナルニ當リ支那政府ハ突然ニ兵力ヲ以テ
朝鮮ニ進ヲ國王ノ生父大院君ヲ拘致シ去リ尋テ又朝鮮
爲中國所屬之邦ト主張セ故ナク兵ヲ内地ニ派遣セ基
キハ内政ヲ指圖スル等傍若無人ノ振舞ヲナシテ其屬邦
論ヲ實ニセントモシモノ、如クは天下始メテ朝鮮
朝鮮ノ獨立ヲ疑ヒ是ヨリ先キ英獨二國ハ朝鮮ニ條約ヲ締結
約ヲ締結ハントシタルニ支那ガ屬邦論ヲ主張スルニ聞キ
遲疑迷巡、暫時其條約ヲ見合ハスルコト爲リ明治九年
ノ日韓條約ニテ日本ガ朝鮮ヲ獨立視セ置キタルニモ拘
ハラズ支那ノ屬邦論ヲ傍若無人ノ振舞ヲナシテ其屬邦
ヲ論クモ昔ヤ朝鮮ノ獨立ハ殆ンド風潮ノ燈ニ異ナラ
ザリシガ流石ハ米國、義俠ノ國ナリ、何カハ以テ猶豫ス
ル我ガ爲ス所ニ是レ觀ヨト云ハスバカリコト其間ニ現
ハレ朝鮮ニ向テ修好通商ノ條約ヲ締結シ首尾ヨク之ヲ批
准シテ其獨立國タルコト承認スルヲタムルヲ將軍ハ京城
ニ派遣シ支那ノ屬邦論ヲ破テ朝鮮非中國所屬之邦トノ
大義ヲ天下ニ表白シタルモノ、如シ、左レバ當時我輩
ハ米國ノ義舉ヲ評論シテ虎穴ニ入テ遺児ヲ救フノ類ナ
リト宣言シタルガふらぶと公使入韓ノ後ハ能ク米國ノ
憲法體テ取テ或ハ併呑スルコト朝鮮人ヲシテ米國
ノ文化ヲ傳イテ或ハ併呑スルコト朝鮮人ヲシテ米國
ノ所ナリ、特ニ去年十二月京城變ノ際、我商民支那兵
ノ毒手ニ罹ルモノ少ナカラザルニ及ソテ公使ニハ支那
人ノ残虐スルアラソトモ傳フズ本多其ノ妻孥ヲ銃劔
ノ下ニ殺フテ丁重懲罰ニモ之ヲ仁川マダ遣送セタルガ
如キ、其處置ノ米國公使タル公ノ資格ニ出ズルト一米
國人タル私ノ深恨ニ出ズルト論ナク我々日本國人ハ
其處ノ厚ク且ク深キニ感ゼザルヲ得ズルナリ、斯カレ急
難ノ場合ニ屬シ朝鮮人ニモアレ日本人ニモアレ窮乏ト
アレハ敢テ之ヲ救護ス可シトノ勇義義俠存スルガ如
キ有能ナルニ至テハ身ニ試シテ帯ビタルムラと將軍、
大將レノ義舉ナリト云ハサルヲ得ザルナリ

外交ハ其政府ヲ代表スルモノナリ故ニ外交官ガ他國
ノ政府又ハ人民ニ對シテ施ス所ノモノハ一言一行一舉
一動悉皆國ノ利害ニ關係セザルハナシ、即チ其言論
實ヲ、舉動ノ怯勇ハ外交官ガ自身ノ寬猛怯勇ヲ評ス
ルノ標準タルノヨナラズ其外交官ノ代表スル政府ノ價
ヲ評シ又其政府ノ代表スル國民ノ價ヲ評スルノ標準ト
爲ルコトアル可ク蓋幕府ノ時ニ我國駐節ノ英國公使ハ
はるりすと云ヒ爾公使ノ主權常ニ同レカカズ當時攘夷
論ノ盛ナル時代ニテ或レ神浮漢ノ士ナル者ガ英國公使
館タル江戶高輪ノ東陣寺ヲ襲撃シタルニ英國公使ハ
大ニ憤慨シテ直ニ國旗ヲ捲シテ我國ヲ去ント迄ニ申シ
出シ同僚タル米國公使ハ之ヲ勸テ去ント欲シテ申シ
タルニ米國公使ハ毅然トシテ動かサズ漢漢ノ攘夷家忍
ルニ足ラズ之ヲ恐レテ狼狽スルハ畢竟英國公使ノ怯懦
ノ我等ハ我公使館ヲ麻布ノ善福寺中ニ安置安食ス
ルコトヨリ市中ニ眠食スルニ異ナラズトテ其權促
テ謝絶シタルニ當時日本人ノ公論ニテ英美兩國ノ人稱
ヲ評スルニ米國公使モ強ク兩國ノ外交官タル公使ノ舉動
ニ由テ其寬猛勇怯ヲ斷スルノ風アリタルコト大ニ著
シ我時事新報ニモ記載シタルコトアリ漫然タル江湖ノ人
口ニ其國人ハ勇ナリ怯ナリ深切ナリ淺薄ナリ抔ト評ス
ル其評ハ何レヨリ生ズルヤト尋ルニ外交官ノ言行舉動
其ニ原因ト爲ルコト少ナカラザルガ如シ左レバ彼ノ朝鮮
事變ノ際ヨリと公使ノ所置ノ如ク我々日本人ノ獨リ之
ヲ實嘆スルノモノナラズ必アル他ノ朝鮮人中ニモ同様
ノ感ヲ抱クモノアル可シ而シテ此感實ノ聲ハ昔米國ノ
政府人民ニ反映スルモノナラバムラと公使ノ如キハ其
職務責任ニ對シテ憂モ患ル所ナキモノト云フ可シ
今ヤムラと公使ニハ一時賜暇ヲ得テ我國ニ來ラレテ
我々日本人ハ成ル可キ丈ケノ敬禮ヲ表シ成ル可キ丈ケ
ノ款待ヲ爲サル可ク試ニ去年ノ朝鮮事變ニ於テ米
國ト日本ト地ヲ易ヘシ日本公使ガ遭難シ米國婦女ヲ
銃劔ノ下ニ殺ヒテ丁重懲罰ニモ之ヲ全クシテ米國官吏ニ引
渡セタルコトアリト假定シ又其公使ガ何様ノ序ヲ以テ
米國ニ渡航スルコトアリタルト假定セシニ彼ノ禮儀ヲ重
シズル米國人ハ當ヤコ如何ガ之ヲ待ツベキト禮儀ヲ重
シハ敬呼シテ之ヲ迎フルコトナラン米國人ノ我ヲ待ツ果
シテ如此ナリトスレバ我々米國人ヲ待ツ獨リ如此ナル
一能ハザルカ開クガ如クハ横濱港民ハ義キコ一審テ
米國大統領ニ贈リ以テムラと公使ガ京城變中本多某
ノ妻孥ヲ救ヒタルコトヲ謝シタルト蓋シテ亦文明國民禮儀
ノ一端ナランカ、蓋シテ今度ムラと公使ノ來着ニ就テ
ハ我政府ニ對テ亦自カラ之ヲ好待スルノ道アル可シ
我々敢テ稱讃スルコト好マズト雖モ唯日本國民タルノ資
格ニ於テ愛ム公使ノ來着ヲ機會トシテ一言其厚誼ヲ鳴
謝スルモノナリ

○行幸啓 聖上に之來る六日午後一時赤坂皇室御
出門にて富士見町の山階宮邸へ行幸、又皇太后宮并
皇后宮も同日午後一時同邸へ行啓あらせらるゝ旨
昨日仰出されたり

○謁見及拜謁 獨逸國特命全權公使ル、コント、ド、
ノ、フ氏はメクレンブルク、レニューン國大公より我
陛下へ通牒の勅諭奉呈のより昨日午前十一時參内謁見
仰付られ又客年來扶養繼業組に清國へ派遣しる中
隊司令官松村海軍少將及士官二十名は今般翰朝お
付同時に參内拜謁仰付られり

○轉官の噂 今度陸軍少將官中より海軍へ轉官ある
者二名ある由是は海軍將官少さがたけなりとの噂なり

○北垣京都府知事 陛下上京中ある北垣京都府知事ハ
御用済ニ付昨日午前十時新橋發の汽車にて出發、横
濱發の玄海丸に搭し歸任したり

○佛公使の招待 我國駐在の佛國公使サンキョウツ氏
ハ昨日各委員并に貴國方の令息令嬢と永田町ある同
公使館に招待して遊戯の催しを爲したる由

○春季檢閲 本年の春季陸軍檢閲は今二月下旬頃より
執行せらる都合よし

○陸海軍對敵運動會 近々陸海兩軍の對敵運動會を催
ふことの事の既に前號に記載せし尙其規模之聞くお
海軍にては駿州清水港本營ニ據テ東京灣を攻撃する
を陸軍にては觀音崎、猿島に據テ防戦する手筈
なり右に付去月卅一日東京鎮邊の高井參謀少佐及木村
步兵大尉の右場所見聞のため該地へ出張したり尤も
東京鎮邊にては步兵第一第三聯隊が正兵とあり騎、砲、
工兵の準備隊も屬し海軍にては中隊に屬する軍艦數
艘を以テ攻撃隊に編する等ありと

○射的會 近衛士官の入々り今三日戸山學校構内の射
的場にて射的會を催ふ由なり

○警井器試驗 青山の東京鎮邊工場作業場に於て第一
工兵方面は今日より一週間を期し軍用警井器試驗
地試驗と執行せらるる云へり

○水交社開社式 兼て紙上ニ記せし如く昨日午後二
時より芝公園地に新築せし海軍水交社の開社式を執行
し同所の玄關前に旭旗と鑼の附たる一丈四面の大旗を
飾り同時に社社長有栖川三品親王の御來臨ありて祝
辭を述べられ次に副社長川村海軍卿答詞を演じ夫より
會員一同立食の饗應を圖り大臣參謀文武官三百餘名の
人敷を以テ賑る盛會ありと

○非難 陸軍々馬局附の和田騎兵中尉には此程非難仰
付られたり

○片山連平氏 農商務省農務局報告課長片山少書記官
ハ同課長の任を解き更に農務局事務を命せられたり

○年金給與 東京府士族元監查早川大太郎、同府士族
元監查堀本儀の二氏の滿十年以上勤積の慶を以て年
金三十圓給與せる旨去月三十一日警視廳に於て執事達
せられたり

○公使歸國 前支那公使黎昌昌氏は昨日午前十時新
橋發の汽車にて東京ヲ出發し午後二時橫濱發の玄海

○米國博覽會開場 博覽會は密城十六日開
ルコト并に會長
レ、ロンの演説
領ア、サー氏の許
差送りたれば右式
○コンゴ會講
に阿非利加の各地
後等は地方に於
の間に紛議を生
する各國の政策を
會議を開き先何
に關する問題を講
たるに佛國が之を
紹介状を送り各國
と全權委員任命
月十五日を以て伯
式を舉行したり當
義、西班牙、北米合
葡牙、露西亞、瑞典
及比其補官と獨
スマ、ア、公使總
一伯た動議ニ從ひ
議を開くの趣意及
員、ノ、レ、氏
尋て同月十八日
スマ、ア、公使總
伯が代りて議長席
米國の委員は城
獨逸政府より提出